

労働・助成金情報 特急便

第 82 号 (2019 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

労働基準法が改定され、2019年4月から、全ての企業において年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、会社(使用者)が時季を指定して取得させることが必要になりましたので、有給休暇の基本を確認したいと思います。

※有給休暇とは、従業員が働かなくても給料を支払う必要がある休暇です。

有給休暇取得の条件

- ①雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務した従業員
- ②全労働日の8割以上出勤した従業員

※パートタイム労働者などの所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

※『全労働日の8割以上出勤』については、次の期間は出勤したものと取り扱います。

労働災害による休業期間 育児休業・介護休業の期間 産前産後の休業期間 有給休暇を取得した期間

有給休暇の付与日数(基本)

勤務日数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

短時間従業員の有給休暇の付与日数

週所定	1年間の所定	勤務年数						
労働日数	労働日数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	6日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

週所定労働時間が30時間以上又は週所定労働日数が5日以上の従業員はパート・アルバイト従業員であっても、上記の表(基本)に示す日数を与えなければなりません。

週所定労働時間が30時間未満で、なおかつ週所定労働日数が4日以下の従業員については、所定労働日数に応じて上記表(短時間従業員)の日数を与えなければなりません。

有給休暇の時効

有給休暇は与えた日から2年で時効となります。与えた日から1年間で使い切れなかった有給休暇は翌年に繰り越し、新たに与えられた休暇日数に加算します。さらに1年間使わなかったときは時効により消滅します。

有給休暇を取得した日の賃金

- ①平均賃金(過去3ヶ月間における1日あたりの賃金)
- ②通常の賃金(所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金)
- ③標準報酬日額(健康保険法)

①～③のいずれかの方法により計算します。(就業規則。労使協定等の定めによる)

※アルバイト従業員など1日の労働時間が一定でない場合は①の方法。パート従業員など一定している場合は②の方法をとる事が多いようです。

こんなケースは

■ パートから正社員に変わった場合の有給休暇

パートから正社員に変わった時点で既に付与されている有給休暇の日数はそのまま引き継がれ、正社員としての1日の所定労働時間分(1日8時間労働の場合なら8時間)の休暇が与えられます。その後の付与日にはパートとして採用された日から通算した勤続年数を元に付与されます。

※正社員からパートになった場合も既に付与されている有給休暇は引き継がれます。また、定年退職後、再雇用されて会社に籍を置く場合がありますが、これも同じく定年退職前の期間を通算して付与されます。

■ 欠勤として扱ったものを、後から「年次有給休暇に変更してほしい」といつてきた

有給休暇は従業員が取得したい日を前日までに指定すれば無条件で与えられるものですが、こういった場合は、会社(使用者)は拒否することができます。

■ 有給休暇の買い上げはできるか

有給休暇は労働者の心身の疲労を回復させることを目的としています。そのため、基本的には買い上げはできません。ただし、買い上げてもよい場合があります。

- ①退職する際に、有給休暇が残っていて退職日までに消化できない場合
- ②時効となった有給休暇(使うことができないため)
- ③労基法が定めている法定日数を超える有給休暇

■ 1年契約の労働者でも、6か月継続勤務で法定日数の有給休暇を取得できるか

半年後に退職が明らかであっても、雇い入れ後6か月継続勤務し、出勤率が8割以上であれば取得できます。さらに短い契約期間、例えば3か月ごとの契約更新で6か月継続勤務した場合も取得できます。

■ 複数の事業所で働いている場合の有給休暇の取得は

有給休暇は事業所ごとに取得できます。

A事業所は週5日勤務、B事業所は週1日勤務とすると、A事業所では10日、B事業所では1日の有給休暇が取得できます。

■ 有給休暇の前借はできるか

有給休暇の前借は法的制度ではありません。

もし前借をした場合、6か月以内に従業員が退職した時には有給休暇分を給与から控除できません。また、6か経った際に、会社側から有給休暇の前借日数分を取得した有給休暇から減らすことは認められていません。